



各 位

2026年3月26日

会 社 名 新都ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 塚本 明輝  
(コード番号：2776 東証スタンダード)  
問合せ先 管理本部 長井 司  
電 話 03-5980-7002

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年4月24日開催予定の当社第42回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 現行定款の第2条(目的)の一部変更は、当社の今後の事業展開(AI関連事業、蓄電池事業、データセンター事業、半導体事業)に対応するため新たな事業目的を追加し、同条を変更するものです。
- (2) 現行定款第6条(発行可能株式総数)の一部変更は、将来の機動的な資本政策のため、発行可能株式総数を200,000,000株に変更し、同条を変更するものです。
- (3) 第25条(取締役の責任免除)及び第34条(監査役の責任免除)の新設は、取締役及び監査役が過大な責任を負うことによる経営判断の萎縮を防ぎ、優秀な人材の確保を目的とするものです。  
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
- (4) 第26条及び第35条(責任限定契約)の新設は、社外取締役及び監査役の非業務執行役員への賠償責任を軽減し、優秀な人材の招聘を容易にし、過度にリスクを恐れず職務を遂行できるようにすることを目的とするものであります

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

下線は変更部分を示します

>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則 (中略)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p><u>1.</u> (省略) <u>2.</u> (省略) <u>3.</u> (省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p><u>4.</u> (省略) ~ <u>34.</u> (省略) (中略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式 (発行可能株式総数)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則 (中略)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. 株式又は持分の保有による事業会社 (外国会社を含む。)その他これに準ずる事業体の事業活動の支配及び管理</u></p> <p><u>2.</u> (省略) <u>3.</u> (省略) <u>4.</u> (省略)</p> <p><u>5. ハイパフォーマンス・コンピューティング、サーバー及び関連機器その他コンピュータ及び関連装置並びにAI関連設備の輸出入、売買、賃貸、設計、構築、運用、保守及びサポート並びにこれらに関するコンサルティング事業</u></p> <p><u>6. データセンターの設計、構築、運営、管理及びコンサルティングに関する事業</u></p> <p><u>7. 情報提供・処理サービス業、AI関連の計算処理サービス、電気通信事業、有線放送事業及び一般放送事業、インターネット関連事業並びにこれらに関するコンサルティング事業</u></p> <p><u>8. 蓄電池、発電機その他電気機器の製造、加工、販売、輸出入、賃貸及び保守・修理に関する事業、並びに蓄電設備の運営・保守に関する事業及びコンサルティング事業</u></p> <p><u>9. 古物営業法に基づく古物商</u></p> <p><u>10.</u> (省略) ~ <u>40.</u> (省略) (中略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式 (発行可能株式総数)</p>

現行定款	変更案
<p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,000,000</u>株とする。</p> <p>② (省略)</p> <p>(中略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第<u>25</u>条(省略)～第<u>31</u>条(省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>200,000,000</u>株とする。</p> <p>② (省略)</p> <p>(中略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(中略)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第25条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>(責任限定契約)</u></p> <p><u>第26条</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第<u>27</u>条(省略)～第<u>33</u>条(省略)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第34条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>(責任限定契約)</u></p> <p><u>第35条</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 <u>32</u> 条（省略）～第 <u>35</u> 条（省略）</p>	<p><u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 <u>36</u> 条（省略）～第 <u>39</u> 条（省略）</p>

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日（予定） 2026 年 4 月 24 日（金）

定款変更の効力発生日（予定） 2026 年 4 月 24 日（金）

以上